



境界杭等復元測量業務委託単価契約書

- 1 委託業務名 令和2年度境界杭等復元測量業務委託
- 2 委託業務場所 県内一円
- 3 履行期間 令和2年5月21日 ~ 令和3年3月31日
- 4 業務委託料
- | | | | |
|-----------|-----|----|---------------|
| 境界杭等復元測量 | 1点 | 一金 | 14,850円 (税込み) |
| 打合せ | 1時間 | 一金 | 7,040円 (税込み) |
| 業務距離 (内地) | 1km | 一金 | 45.1円 (税込み) |
| 業務距離 (離島) | 1km | 一金 | 46.2円 (税込み) |
| 業務距離 (奄美) | 1km | 一金 | 46.2円 (税込み) |

(単価には、消費税及び地方消費税に相当する額を含むものである。)

- 5 契約保証金 免除

上記の委託業務について、発注者鹿児島県と受注者公益社団法人鹿児島県測量設計業協会との間において、次の条項により委託単価契約を締結する。

(総則)

- 第1条 受注者は、別紙境界杭等復元測量業務委託単価契約特別仕様書に基づき、頭書の業務委託料をもって、履行期間中に発注者がその都度指定する期日までに委託業務を完了しなければならない。
- 2 前項の仕様書等に明示されていない事項については、発注者と受注者が協議して定めるものとする。

(権利義務等の譲渡の禁止)

- 第2条 受注者は、この契約書によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。ただし、発注者の書面による承諾を得たときは、この限りではない。

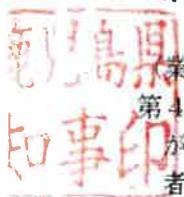
(再委託の禁止)

- 第3条 受注者は、委託業務の処理を一括して他に委託してはならない。ただし、発注者の書面による承諾を得たときは、この限りではない。

業務内容の変更等)

- 第4条 発注者は、必要がある場合には、委託業務の内容を変更し、又は委託業務を一時中止することができる。この場合において、業務委託料又は履行期間を変更する必要があるときは、発注者と受注者が協議してこれを定めるものとする。

- 2 前項の場合において、受注者が損害を受けたときは、発注者はその損害を賠償しなければならない。この場合において、賠償額は、発注者と受注者が協議して定めるものとする。
- 3 受注者は、天災地変その他自己の責めに帰することのできない理由により履行期間までに委託業務を完成することができないことが明らかになったときには、遅滞なくその理由を付して、発注者に対して業務内容の変更を求めることができる。この場合において、その業務内容は、発注者と受注者が協議して定めるものとする。





(履行期間の延長)

第5条 履行期間の延長は行わないものとする。

(事情変更による業務委託料の変更)

第6条 この契約締結時において予想することのできない社会経済情勢その他の情勢の変化により物価又は賃金に著しい変動を生じ、そのため業務委託料の額が著しく不相当であると認められるときは、発注者と受注者が協議して業務委託料の額を変更することができる。

(損害のために必要を生じた経費の負担)

第7条 委託業務の処理に関し、発生した事故に関する損害（第三者に及ぼした損害を含む。）のために必要を生じた経費は、受注者が負担するものとする。ただし、その損害の発生が発注者の責めに帰すべき理由による場合においては、この限りではない。

(検査及び引渡し)

- 第8条 受注者は、委託書に係る委託業務を終了したときは、遅滞なく、発注者に対して業務委託終了届を提出しなければならない。
- 2 発注者は、前項の業務委託終了届を受理したときは、その日から10日以内に、受注者又はその代理人の立会いのもとに、委託業務の完了を確認するための検査をしなければならない。ただし、受注者又はその代理人が立合わないときは、欠席のまま検査できる。この場合において、受注者は、検査の結果について異議を申し立てることができない。
 - 3 受注者は、前項の検査の結果不合格となり、補正を命ぜられたときは、遅滞なく当該補正を行い、再検査を受けなければならない。
 - 4 第1項から第2項までの規定は、前項の補正の終了及び再検査の場合に準用する。
 - 5 受注者は、検査合格の通知を受けたときは、遅滞なく、委託業務に係る目的物を発注者に引渡すものとする。

(契約不適合責任)

- 第9条 受注者は、法務局の現地調査時及び前条第5項の引渡しの日から起算して12ヶ月以内に判明した目的物の契約不適合を発注者の指定する期限までに修補するものとする。
- 2 発注者は、前条の契約不適合の修補に代え、損害賠償の請求をすることができる。

(業務委託料の支払い)

- 第10条 受注者は、委託書に係る業務が終了し、第8条第2項及び第3項の規定による検査及び再検査の合格の通知を受けたときは、発注者に対し業務委託料の支払いを書面により請求するものとする。ただし、請求金額は、委託に係る業務ごとに発注者が検収した数量に単価を乗じて得た金額とする。
- 2 発注者は、前項の書面を受理したときは、その日から30日以内に業務委託料を支払うものとする。
 - 3 第1項により、委託に係る業務ごとに得た金額に円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てるものとする。

(委託書に係る前払金、部分払金)

第11条 受注者は、前払金、部分払金を請求することはできない。

(業務遅延に対する遅延利息)

- 第12条 受注者がその責めに帰すべき理由により履行期間内に委託業務を完了しない場合、受注者は発注者に対して遅延利息を支払わなければならない。
- 2 前項の遅延利息の額は、履行期間の翌日から委託業務を完了した日までの日数に応じ、業務委託料の額（委託業務が可分のものであるときは、業務委託料の額から一部完了額を控除した額（その額が100円未満であるときは、その額を、その額に100円未満の端数があるときはその端数を切り捨てる。））に対して年2.6パーセントの割合で計算した額（その額が100円未満であるときはその額を、その額に100円未満の端数があるときはその端数を切り捨てる。）とする。



(支払い遅延に対する遅延利息)

第13条 発注者がその責めに帰すべき理由により第10条第2項に規定する期間内に業務委託料の全部又は一部を支払わない場合は、発注者は、受注者に対して遅延利息を支払うものとする。

2 前項の遅延利息の額は、支払期限の翌日から支払いを完了するまでの日数に応じ、未支払業務委託料の額に対して、2.6パーセントの割合で計算した額とする。

(契約の解除)

第14条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、書面により受注者に通知して、この契約を解除することができる。

- (1) 受注者の責めに帰すべき理由により履行期間内に委託業務を完了する見込みがないと明らかに認められるとき。
- (2) 第2条及び第3条及び第15条の規定に違反したとき。
- (3) 前2号のほか、この契約に違反し、その違反によりこの契約の目的を達することができないと認められるとき。
- (4) 受注者が次のいずれかに該当するとき。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下この号において「暴力団」という。）であると認められるとき。

イ 役員等（法人にあっては非常勤を含む役員、支配人、営業所等（営業所、事務所その他これらに準ずるものをいう。以下この号において同じ。）を代表する者その他いかなる名称を有するものであるかを問わず法人の経営を行う役職にある者若しくは経営を実質的に支配している者（以下この号において「法人役員等」という。）、法人格を有しない団体にあっては代表者、理事その他法人役員等と同等の責任を有する者又は個人にあってはその者、営業所等を代表する者その他いかなる名称を有するものであるかを問わず個人の経営を行う役職にある者若しくは経営を実質的に支配している者をいう。以下この号において同じ。）が、鹿児島県暴力団排除条例（平成26年鹿児島県条例第22号）第2条第3号に規定する暴力団員等（以下この号において「暴力団員等」という。）であると認められるとき。

ウ 暴力団又は暴力団員等がその経営に実質的に関与していると認められるとき。

エ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用していると認められるとき。

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して、いかなる名義をもってするかを問わず、金銭、物品その他の財産上の利益を不当に提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

カ 役員等が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

キ 役員等が、暴力団又は暴力団員等であることを知りながら不当な行為をするためにこれらを利用していると認められるとき。

ク 再委託契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がアからキまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

ケ 受注者が、アからキまでのいずれかに該当する者を再委託契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（クに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

2 前項の規定により発注者がこの契約を解除したときは、受注者は、業務委託料の額の100分の10に相応する額を違約金として、発注者の指定する日時までに、支払うものとする。

3 発注者は、第1項の規定によりこの契約を解除した場合において、必要があると認めるときは、委託業務の一部完了部分の引渡しを受注者に請求することができる。この場合において、発注者は、その一部完了部分の額に相当する業務委託料を支払うものとし、その支払金額は、発注者と受注者が協議して定めるものとする。

(秘密の保持)

第15条 受注者は、委託業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

2 受注者は、委託業務の処理上知り得た秘密が個人情報（個人に関する情報であつて、特定の個人が



識別され、又は識別され得るものをいう。) であるときは、別記「個人情報取扱特記事項」に従い、その取扱いを適正に行わなければならない。

(委託業務の調査等)

第16条 発注者は、必要と認めるときは、受注者に対して委託業務の処理状況について調査し、又は報告を求めることができる。

(本業務の委託、納品、検収、委託料の請求・支払い等)

第17条 本業務の委託、検査、委託料の支払い等については、当該契約に基づき、各地域振興局（曾於畑地かんがい農業推進センターを含む。）、各支庁及び各支庁事務所が行う。

(契約に関する紛争等の解決)

第18条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関する紛争については、発注者と受注者が協議して定めるものとする。

この契約の締結を証するため、本契約書を2通作成し、発注者、受注者が記名押印のうえ、各自1通を保持する。

令和 2 年 5 月 21 日

発注者 鹿児島県鹿児島市鴨池新町10番1号
鹿児島県
契約担当者 鹿児島県知事 三反園 訓



受注者 鹿児島県鹿児島市真砂町48番1号
公益社団法人 鹿児島県測量設計業協会
会長 安永幸信





別 記

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 受注者は、個人情報（個人に関する情報であつて、特定の個人が識別され、又は識別され得るものをいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、この契約による業務の実施にあたっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第2 受注者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。この契約が終了し、または解除された後においても、同様とする。

2 受注者は、この業務に従事している者に対して、在職中及び退職後において、この契約による業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないこと。その他個人情報の保護に関し必要な事項を周知するものとする。

(保有の制限等)

第3 受注者は、この契約による業務を行うために個人情報を保有するときは、その業務の目的を明確にするとともに業務の目的の達成に必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

2 受注者は、この契約による業務を処理するために本人から直接書面に記録された当該本人の個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、業務の目的を明示しなければならない。

(適正管理)

第4 受注者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の漏洩、滅失又は毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(利用及び提供の制限)

第5 受注者は、発注者の指示又は承認があるときを除き、この契約による業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供してはならない。

(複写、複製の禁止)

第6 受注者は、発注者の承認があるときを除き、この契約による業務を処理するために発注者から引渡された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(再委託の禁止)

第7 受注者は、発注者の承認があるときを除き、この契約による個人情報を取り扱う業務を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

(資料等の返還)

第8 受注者は、この契約による業務を処理するために発注者から引き渡され、又は自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、業務完了後直ちに発注者に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、発注者が別に指示したときは、その指示に従うものとする。



(事故報告)

第9 受注者は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じる恐れがあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。

(実地調査)

第10 発注者は、受注者がこの契約による業務を処理するために取り扱っている個人情報の状況について、随時、実地に調査することができる。

(指示)

第11 発注者は、受注者がこの契約による業務を処理するために取り扱っている個人情報について、その取り扱いが不相当と認められるときは、受注者に対して必要な指示を行うことができる。

(契約解除及び損害賠償)

第12 発注者は、受注者がこの個人情報取扱特記事項の内容に違反していると認めたときは、契約の解除又は損害賠償の請求をすることができる。



境界杭等復元測量業務委託単価契約特別仕様書

第1条 適用範囲

この仕様書は、鹿児島県が委託する境界杭等復元測量業務に適用する。
境界杭等復元測量業務（以下「業務」という。）の施行にあたっては、鹿児島県農政部制定「測量業務共通仕様書」、「用地調査等共通仕様書」（以下「共通仕様書」という。）によるほか、同仕様書に対する特記及び追加事項は、この仕様書によるものとする。

第2条 業務内容

本業務は、登記事務に必要な境界杭等を現地で再現するもので、既存資料や引照点又はこれに類する公共基準点等から、測量手法により復元を行う。

第3条 業務場所

業務場所は、県内一円とする。

第4条 業務期間

業務期間は、令和2年5月21日から令和3年3月31日までとする。

第5条 用語の定義

この仕様書に使用する用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 「発注者」とは、鹿児島県をいう。
- (2) 「受注者」とは、業務の実施に関し、発注者と業務委託契約を締結した者をいう。
- (3) 「監督職員」とは、契約図書に定められた範囲内において受注者に対する指示、承諾又は協議の職務等を行う者をいう。
- (4) 「担当技術者」とは、受注者が業務を履行するために使用している者をいう。
- (5) 「打合せ」とは、境界杭等復元業務委託を適正かつ円滑に実施するため、担当技術者等と監督職員が面談により、業務の方針及び条件等の質疑を正すことをいう。
- (6) 業務距離とは、この業務に係る現場との移動距離及び現場内での移動距離とする。

第6条 一般的留意事項

- 1 担当技術者の資格は、測量法第48条に規定する測量士又は測量士補とする。
- 2 受注者は、委託書に基づく境界杭等復元業務における担当技術者を定め、発注者に通知しなければならない。
- 3 担当技術者は、業務の適正な履行を確保するため、次の諸事項が適切に行われるようにしなければならない。
 - (1) 業務にあたっては、「鹿児島県公共測量作業規定」に基づき、厳正に実施すること。
なお、精度管理の測量種別は、一筆地測量を適用する。
 - (2) 業務にあたっては、工事請負者又は外部等から通知若しくは異議等を受けた場合は、速やかに監督職員にその内容を正確に伝えること。
 - (3) 業務にあたっては、発注者から貸与を受けた関連する用地資料の内容を十分に理解し、現場の状況について精通しておくこと。
 - (4) 発注者から貸与を受けた図書及び物品等については、善良なる管理を行うこと。

第7条 再委託の禁止

受注者は、委託業務の処理を一括して他に委託してはならない。ただし、発注者の書面による承諾を得たときは、この限りでない。

第8条 業務実施報告書

受注者は、別に定める様式により境界杭等復元業務作業日報及び報告書を作成し、監督職員に提出しなければならない。日報は業務日の翌日、翌日が休日・祝日の場合は次の日の開庁日、報告書は、



翌月5日まで、翌月5日が休日・祝日の場合は次の日の開庁日に提出すること。

第9条 守秘義務

受注者は、契約書第15条の規定により、業務の過程で知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。

第10条 事故報告

受注者は、業務中に事故が発生した場合は、速やかにその状況を監督職員に報告するものとする。

第11条 その他の事項

- (1) 本業務に必要な図書は、発注者が貸与する図書を除き、受注者が用意すること。
- (2) 業務に必要な自動車等は、受注者が用意すること。
- (3) 業務の履行における安全、その他規律については、関係法令を厳守すること。
- (4) 業務は、原則として日帰りとする。

第12条 検査及び引渡し

- (1) 受注者は、委託書に係る業務を終了したときは、遅滞なく、発注者に対して境界杭等復元業務委託終了届を提出しなければならない。
- (2) 受注者は、前項の検査の結果不合格となり、補正を命ぜられたときは、遅滞なく当該補正を行い、再検査を受けなければならない。
- (3) 受注者は、検査合格の通知を受けたときは、遅滞なく、委託業務に係る目的物を発注者に引き渡すものとする。



第13条 業務委託料の支払

- (1) 受注者は、委託書による業務が終了し、前条による検査及び再検査の合格の通知を受けたときは、発注者に対し業務委託料の支払を書面により請求するものとする。ただし、請求金額は、委託書ごとに発注者が検収した数量に単価を乗じて得た金額とする。
- (2) 第1項により委託書ごとに得た金額に円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てるものとする。
- (3) 前払金、部分払金は行わないこととする。

第14条 本業務の委託、納品、検収、委託料の請求・支払い等

- (1) 委託、検査、委託料の支払については、当該契約に基づき、各地域振興局、支庁及び支庁事務所等が行う。
- (2) 受注者は、成果品の納品及び委託料の請求について、各地域振興局、支庁及び支庁事務所等に行うものとする。

